



厚生労働省

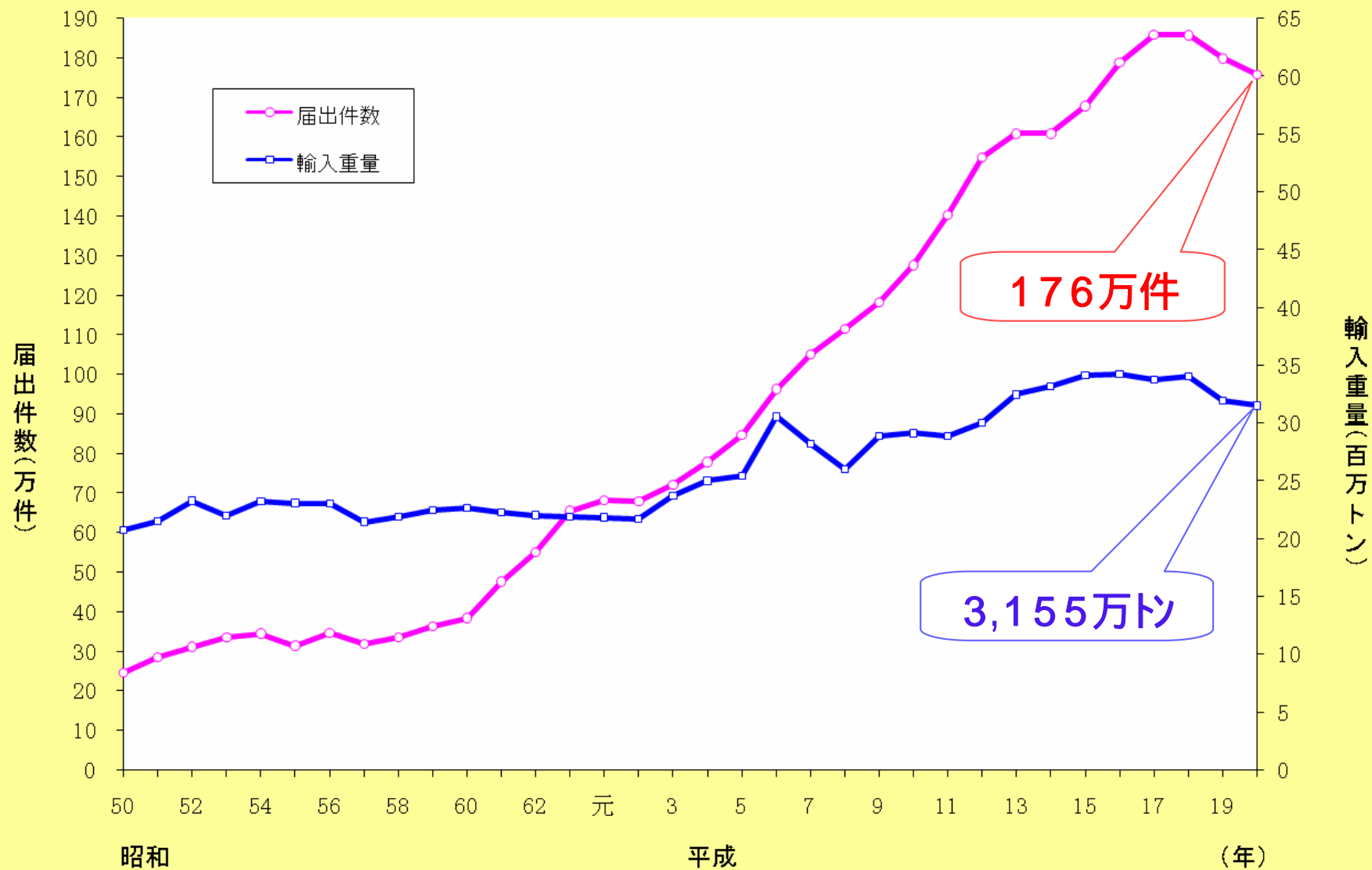
Ministry of Health, Labour and Welfare

輸入食品の安全性確保について

厚生労働省食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

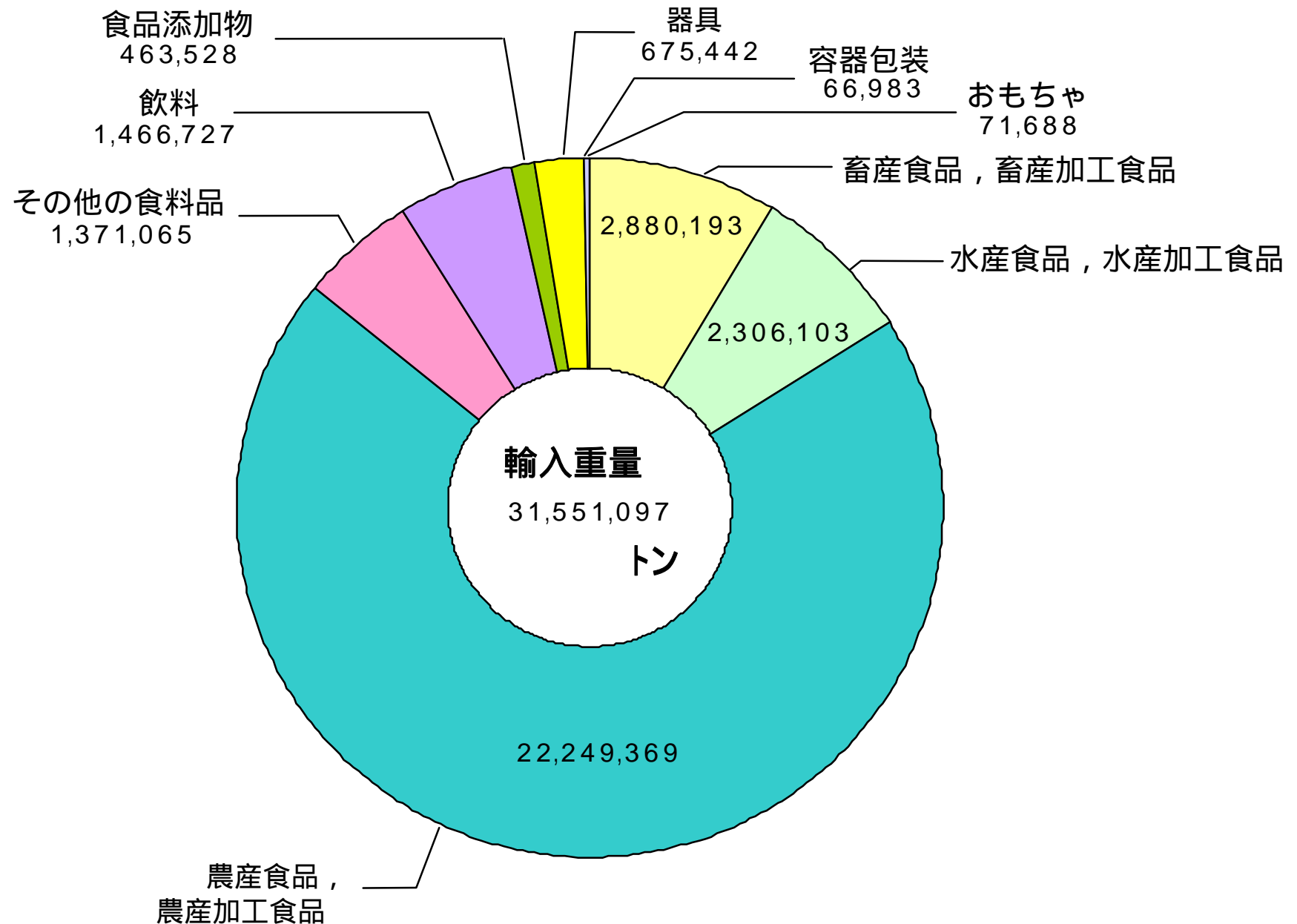
輸入食品の監視体制

食品等の輸入届出件数・重量推移



*平成19、20年は年度

食品等の輸入の状況（平成20年度）



食品等の輸入の届出

食品等を輸入しようとする者は厚生労働大臣に届出なければならない（食品衛生法第27条）

届出事項

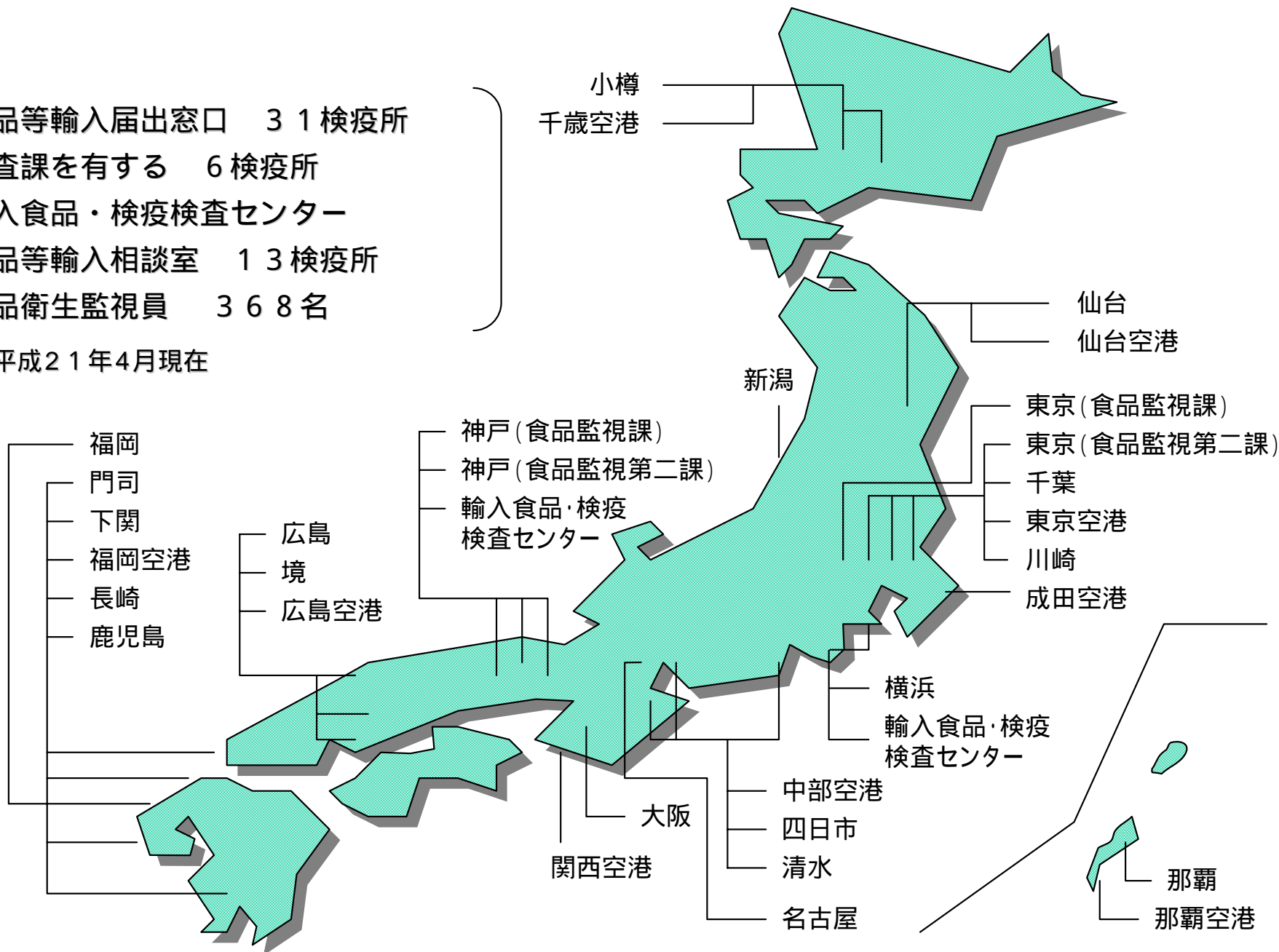
- ❖ 輸入者の氏名、住所
- ❖ 食品等の品名、数量、重量、包装の種類、用途
- ❖ 使用されている添加物の品名
- ❖ 加工食品の原材料、製造又は加工方法
- ❖ 遺伝子組換え又は分別流通生産管理の有無
- ❖ 添加物製剤の成分
- ❖ 器具、容器包装又はおもちゃの材質
- ❖ 貨物の事故の有無

等

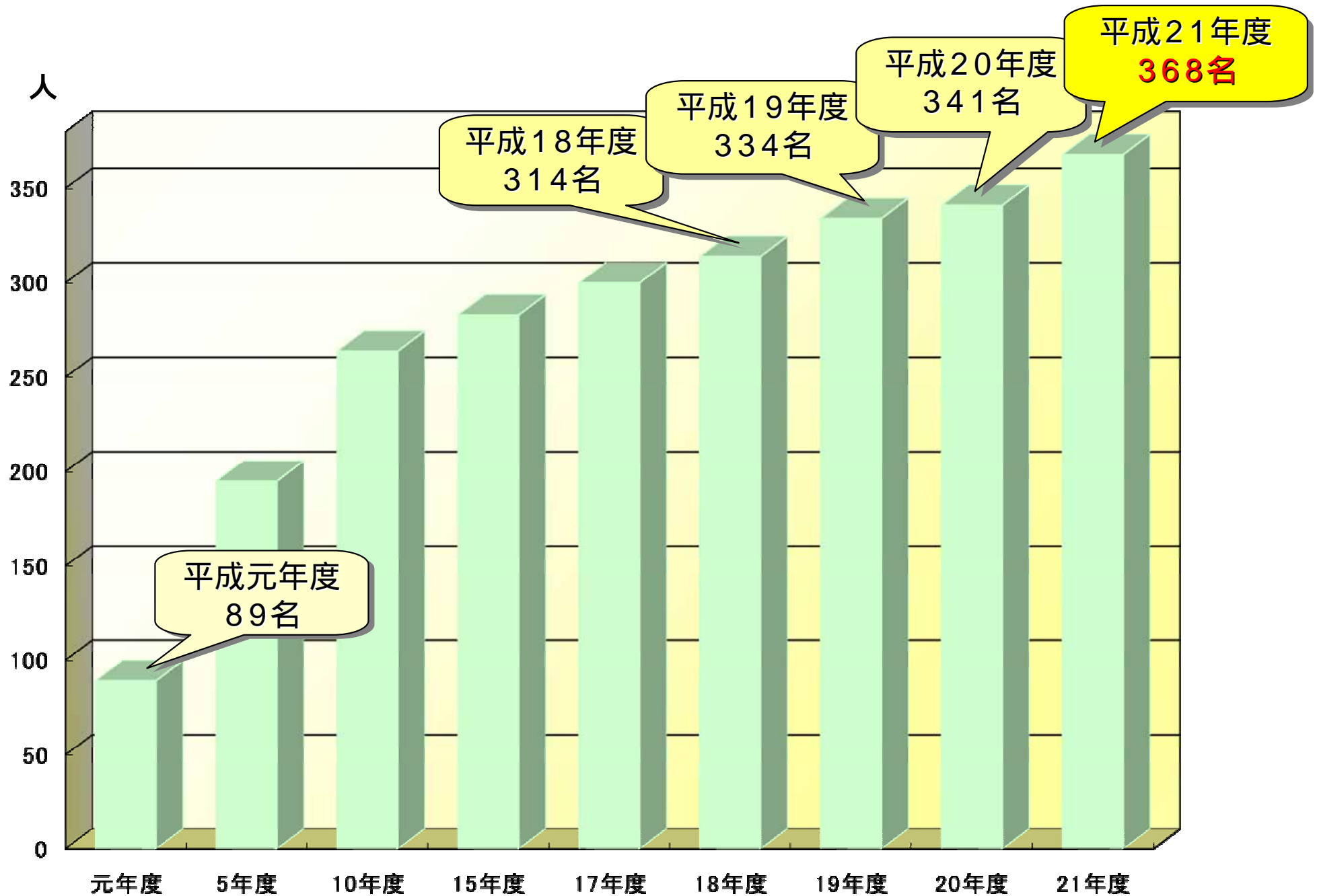
食品等輸入届出窓口配置状況

食品等輸入届出窓口 31 検疫所
検査課を有する 6 検疫所
輸入食品・検疫検査センター
食品等輸入相談室 13 検疫所
食品衛生監視員 368 名

平成21年4月現在



検疫所の食品衛生監視員年度推移



輸入食品監視指導計画

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

❖ 第23条 輸入食品監視指導計画

厚生労働大臣は、指針に基づき、毎年度、翌年度の食品、添加物、器具及び容器包装の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画（以下「輸入食品監視指導計画」という。）を定めるものとする。

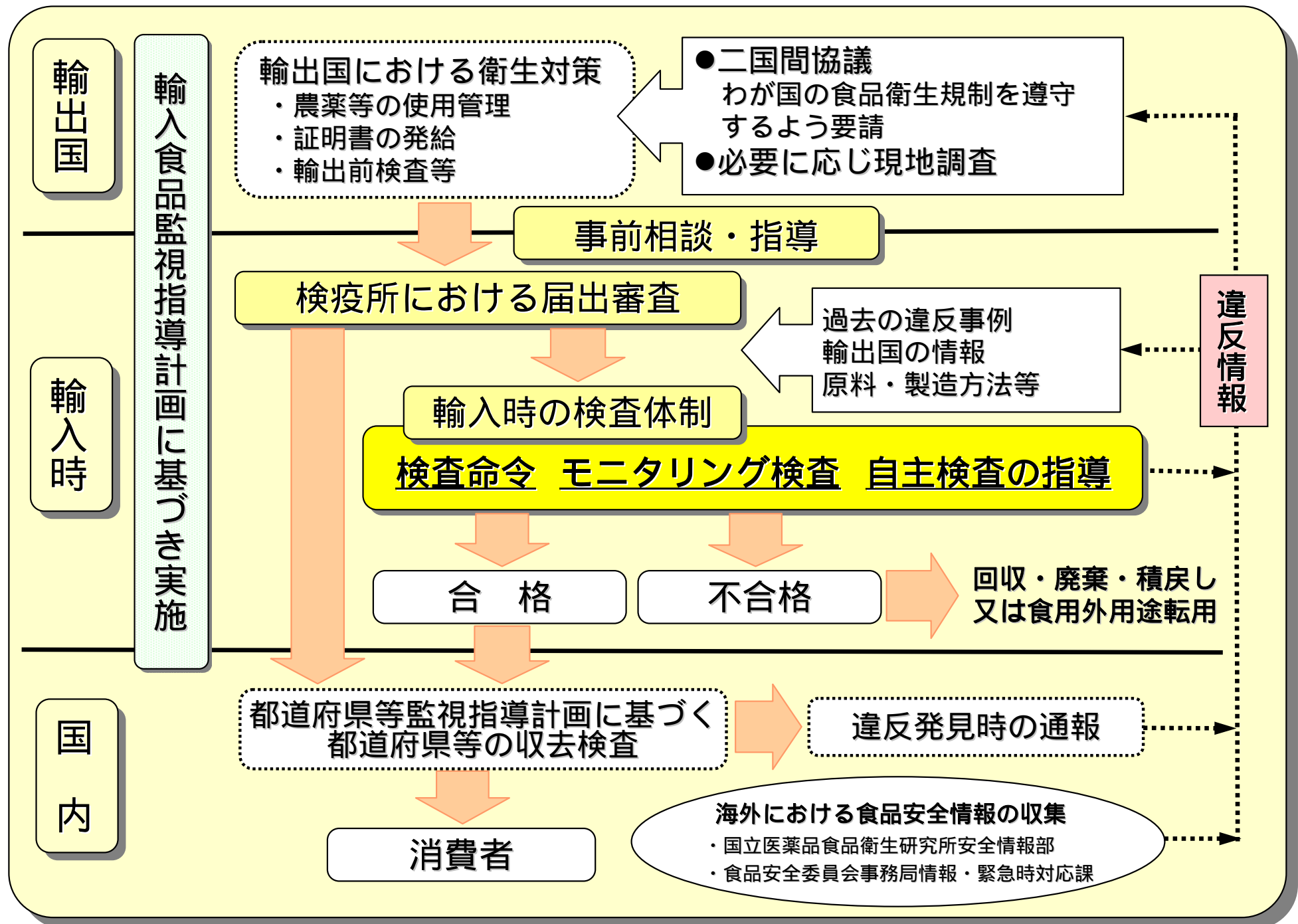
輸入食品監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
- 二 輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
- 三 その他監視指導の実施のために必要な事項

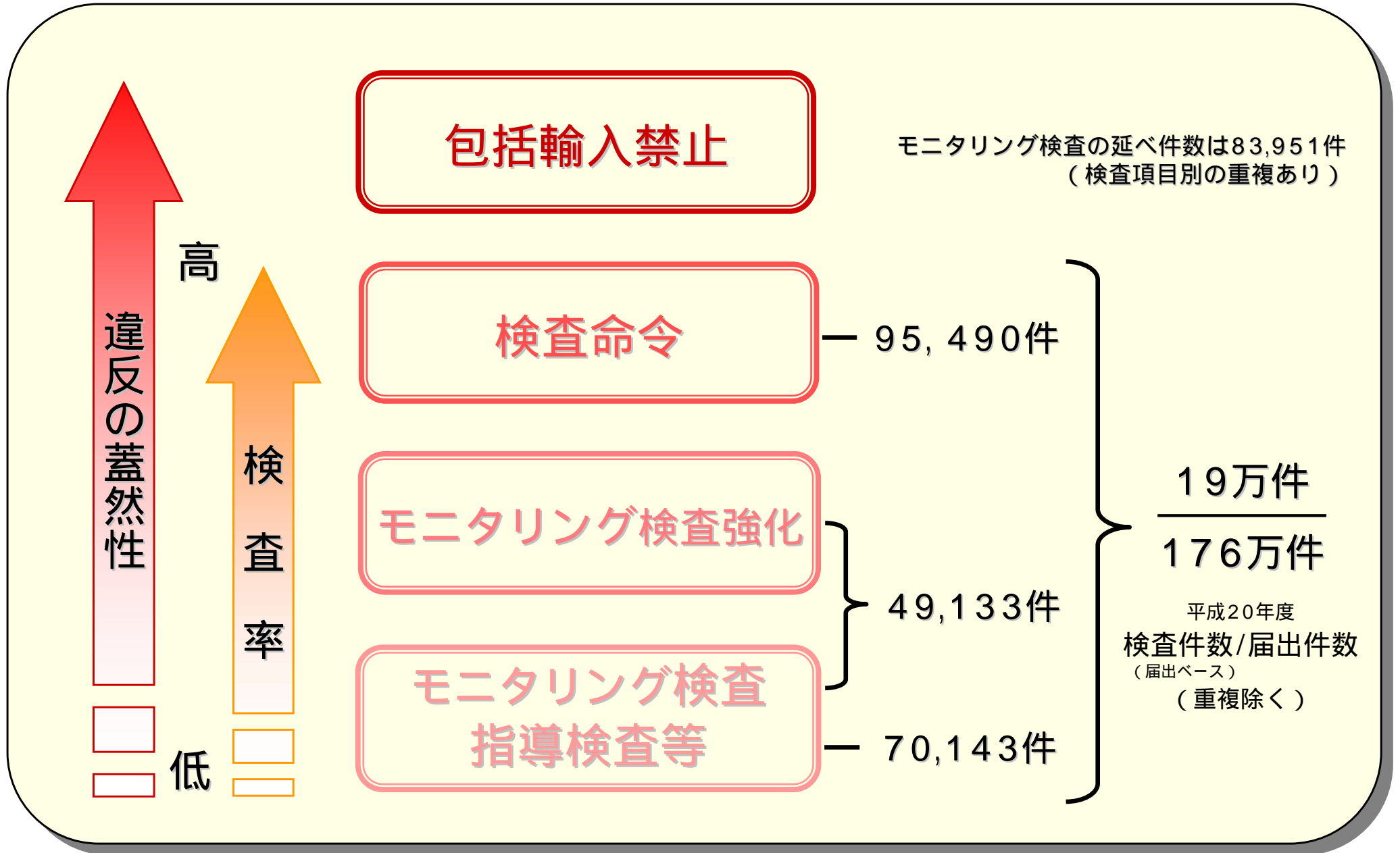
厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の実施の状況について、公表するものとする。

輸入食品の監視体制等の概要



輸入時の検査体制の概要



輸入時における検査制度

❖ 指導検査等

- ◆ 農薬や添加物等の使用状況や同種の食品の違反情報等を参考として、輸入者の自主的な衛生管理の一環として、国が輸入者に対して定期的な（初回輸入時を含む）実施を指導する検査等

❖ モニタリング検査

- ◆ 多種多様な輸入食品について、食品衛生上の状況について幅広く監視し、必要に応じて輸入時検査を強化する等の対策を講じることが目的として、国が年間計画に基づいて実施する検査
- ◆ 国が費用負担、検査結果の判明を待たずに輸入可能

❖ 検査命令

- ◆ 自主検査やモニタリング検査、国内での収去検査等において法違反が判明するなど、法違反の可能性が高いと見込まれる食品等について、輸入者に対し、輸入の都度、実施を命じる検査
- ◆ 輸入者が費用負担、検査結果判明まで輸入不可

厚生労働大臣による検査命令

検査命令発動の要件

健康被害の発生

健康被害発生の恐れ

同一の生産国又は製造者並びに加工者からの
同一の輸入食品（例：O-157、リステリア、
アフラトキシン等）

違反

直ちに検査命令

残留農薬
動物用医薬品

違反

モニタリング検査
頻度アップ

違反

違反の蓋然性が高い
と判断される場合
検査命令

検査命令解除

輸出国の再発防止策の確立等違反食品が輸出
されることのないことが確認された場合等

国別検査命令対象品目（平成21年3月現在抜粋）

対象国・地域	対象食品例	検査項目例	条件等
全輸出国 （16品目）	フグ	魚種鑑別	現場検査の結果異種フグが発見されたものに限る。
	すじこ	亜硝酸根	
	キャッサバ及びその加工品（でんぷんを除く。）	シアン化合物	
中国 （45品目）	鶏肉及びその加工品	フラゾリドン、フラルタドン	淡水産であることを示す中国政府の証明書が添付されたものを除く。
	鰻及びその加工品	マラカイトグリーン、フラゾリドン	
	えび及びその加工品	オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン	
	二枚貝及びその加工品（貝柱のみのホタテガイを除く。）	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	
	大粒落花生	アセトクロール、BHC	
	ウーロン茶	トリアゾホス	
	乳及び乳製品並びにこれらを原材料とする加工食品	メラミン	
タイ （26品目）	養殖えび及びその加工品	オキシリニック酸	タイ政府が発行する証明書が添付されたものを除く。
	おくら	EPN	別途指示する輸出業者が輸出したものを除く。
	バジルシード	アフラトキシン	
米国 （12品目）	牛肉加工品	腸管出血性大腸菌O157	別途指示する製造者で製造された挽肉に限る。
	とうもろこし	アフラトキシン	

全輸出国16品目及び36カ国・1地域の190品目（平成21年3月現在）

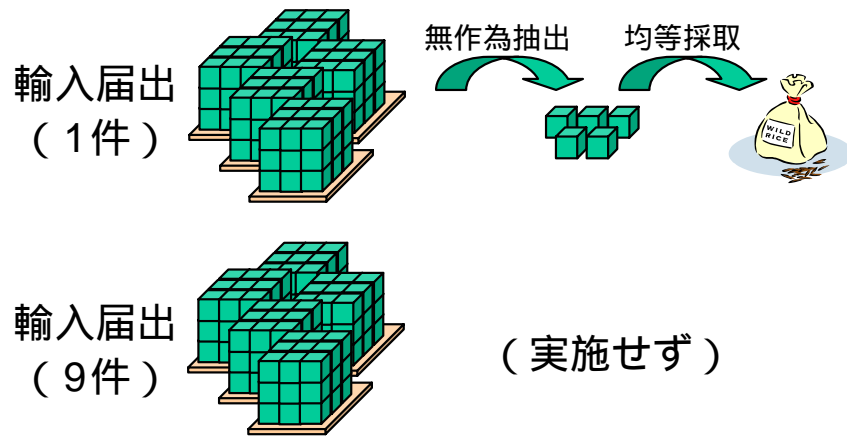
検査命令品目一覧 <http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/kensa/dl/01g.pdf>

モニタリング検査と検査命令

モニタリング検査

同一食品群

例：10%の頻度で実施する場合



1. 検査頻度

年間計画に基づき無作為に実施。

2. 検査対象

同一食品群毎に実施し、国、製造者の別は問わない。

3. 検体採取量

全体を代表するために統計学的に定められた開梱数に基づき採取。

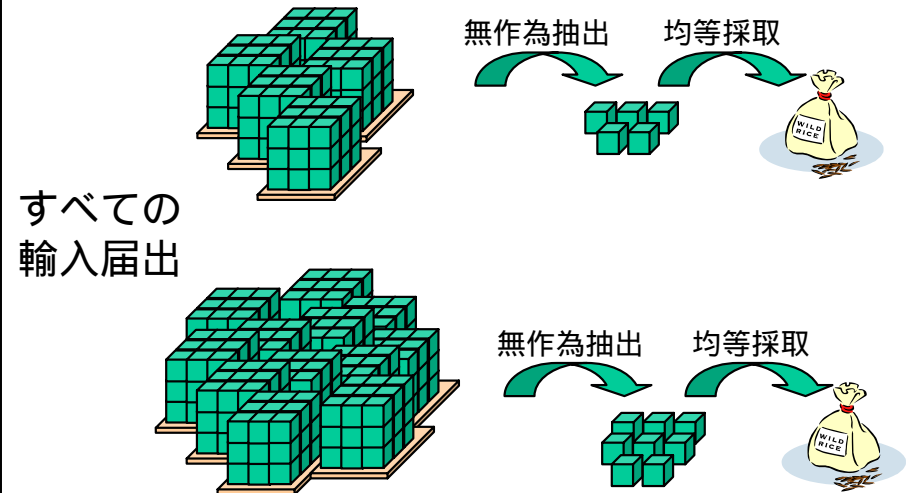
例) 農薬検査の場合

届出箱数	開梱数	採取量
	50	3
51 ~	150	5
151 ~	500	8
501 ~	3,200	13
3,201 ~	35,000	20
	35,001	32

} 1kg

検査命令

同一生産国・同一食品群毎に実施



1. 検査頻度

同一生産国、輸入の都度、全届出検査。

2. 検査対象

同一生産国、同一食品群毎に検査を実施。法違反の可能性が高いと見込まれる食品の範囲が製造者等に限定可能な場合は、当該製造者に限定して実施。

3. 検体採取量

全体を代表するために統計学的に定められた開梱数に基づき採取。

平成20年度輸入食品監視指導計画 監視結果

❖ 届出・検査・違反状況

◆ 届出件数 1,759,123件

◆ 検査件数 193,917件（検査率11.0%）

（検査命令 95,489 件、モニタリング検査 延べ83,951件（実数49,133 件）、指導検査等 70,143 件）

◆ 違反件数 1,150件（届出件数の0.1%）

❖ モニタリング検査実施状況

◆ 計画数延べ79,809件に対し、実施数延べ83,951件 実施率105%

❖ モニタリング検査強化移行品目

◆ 全輸出国4品目、30カ国75品目

❖ 検査命令移行品目

◆ 全輸出国1品目、17カ国33品目

❖ 検査命令対象品目

◆ 全輸出国16品目及び36カ国・1地域の190品目（平成21年3月31日現在）

主な食品衛生法違反内容（平成20年度）

違反条文		違反件数	構成比 (%)	主な違反内容
6	販売を禁止される食品及び添加物	256	20.9	落花生、ハトムギ、とうもろこし、とうがらし、カカオ豆、ごまの種子、アーモンド等のアフラトキシンの付着、有毒魚類の混入、下痢性・麻痺性貝毒の検出、シアン化合物の検出、非加熱食肉製品からのリステリア菌検出、米、小麦等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
9	病肉等の販売等の制限	7	0.6	衛生証明書の不添付
10	添加物等の販売等の制限	65	5.3	メラミン、サイクラミン酸、アゾルピン、TBHQ、アルミノケイ酸ナトリウム、パテントブルー、プリリアントブラックBN、ローダミンB、塩化メチレン、一酸化炭素等の指定外添加物を使用したもの
11	食品又は添加物の基準及び規格	847	69.1	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反（農薬の残留基準違反）、水産物及びその加工品の成分規格違反（抗菌性物質の含有、農薬の残留基準違反）、その他加工食品の成分規格違反（大腸菌群陽性等）、添加物の使用基準違反（ソルビン酸、安息香酸、二酸化硫黄等）、添加物の成分規格違反
18	器具又は容器包装の基準及び規格	43	3.5	器具・容器包装の規格基準違反、原材料の材質別規格違反
62	おもちゃ等の準用規定	8	0.7	おもちゃ又はその原材料の規格違反
計		1,226（延数） 1,150（違反届出件数）		

輸入者の営業の禁停止処分

❖ 目的

- ◆ 法違反を繰り返す輸入者等に対し、法違反の原因の改善、再発防止、その他衛生上の必要な措置を講じさせる

❖ 検討開始要件

- ◆ すべての輸入者を対象に、四半期毎に検査実績を調査し、**法違反確定時における直近60件の検査の違反率が5%以上であった場合**、処分の適用を検討する
- ◆ 処分適用の全段として、該当する輸入者に対して、**食品等を輸入する際の安全管理を見直し、再発防止対策を講じるよう指導**するとともに、期限を設けて文書報告を求める
- ◆ 上記指導後においても法違反の状況に改善が見られない場合は、**法第55条第2項に基づく営業の禁停止処分**を講じる

(指導実績)

平成18年：45社、平成19年：59社、平成20年：30社

平成21年度
輸入食品監視指導計画

輸入時に重点的に監視指導を実施すべき項目

❖ 輸入届出時における法違反の有無のチェック

- ◆ 輸入届出、輸出国政府の証明書の確認審査
- ◆ 輸入者からの報告徴収

❖ 輸入時のモニタリング検査の実施

- ◆ 統計学的考え方にに基づき、食品群ごとに違反率、輸入件数等を考慮して検査件数及び検査項目を設定
- ◆ モニタリング検査や都道府県等の監視指導で法違反が発見された場合は、必要に応じて輸入時の検査を強化

❖ 検査命令の実施

- ◆ 法違反の蓋然性が高いと見込まれる食品について実施
- ◆ 輸出国における規制及び衛生管理の状況、当該食品の過去の違反実績等を勘案した上で必要範囲に適用
- ◆ 解除に当たっては、輸出国における原因究明及び再発防止対策、輸入時検査の実績等を踏まえて検討

海外情報に基づく緊急対応

- ❖ 海外における食品安全情報の積極的な収集
 - ◆ 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部
 - ◆ 食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課
- ❖ 問題の食品が我が国に輸入されている場合には、
流通状況調査、回収、輸入時検査強化

輸出国における衛生対策の推進

❖ 我が国の食品衛生規制の周知

- ◆ 輸入食品監視指導計画及びその結果に関する英語版情報の提供
- ◆ 食品衛生規制に関する英語版情報の提供
- ◆ 在京大使館、輸入者等への情報提供

❖ 二国間協議、現地調査等

- ◆ 二国間協議を通じた違反原因の究明及びその結果に基づく再発防止対策の確立の要請
- ◆ 現地調査による輸出国における生産等段階での衛生対策の検証
- ◆ 問題発生 of 未然防止の観点からの輸出国における衛生対策に関する情報収集及び評価の推進

❖ 輸出国への技術協力

- ◆ 独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じた専門家の派遣や研修員の受入れ

輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導

- ❖ 基本的指導事項を踏まえ、輸入前指導の実施（特に初めて輸入する食品の場合や違反事例のある食品）
- ❖ 輸入前指導による違反発見 改善指導、輸入見合わせ指導
- ❖ 初回輸入時及び定期的な自主検査の指導
- ❖ 記録の作成及び保存
- ❖ 適正表示
- ❖ 輸入者、通関業者、倉庫業者への食品衛生に関する知識の普及啓発

違反が判明した場合の対応

- ❖ 輸入者に対し、廃棄、積戻し又は食用外用途への転用を指示（国内流通する場合には、関係の都道府県等と連携し、回収等の措置を講じる）
- ❖ 都道府県等の監視により違反輸入食品が発見された場合、当該情報に基づき輸入時検査を強化
- ❖ 違反のあった輸入者に対する措置
 - ◆ 違反原因の調査及び報告
 - ◆ 同一製品を再度輸入する場合にあっては、サンプル品の検査等による改善が図られていることの確認
- ❖ 違反を繰り返す輸入者に対する営業の禁停止処分
- ❖ 悪質な事例等の告発
- ❖ 違反事例の公表（ホームページ）

輸入者に対する基本的指導事項（抜粋）

	輸入時の危害要因等	事前の確認事項	定期的確認事項 (初回輸入時を含む)	輸送及び保管時の 確認事項
食品等一般 (共通事項)	<ul style="list-style-type: none"> 有害、有毒物質の含有 腐敗、変敗及び不潔・異物の混入 	<ul style="list-style-type: none"> 原材料の受け入れ、製造・加工行程等における有害、有毒物等の混入防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な試験検査による有害、有毒物質等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 事故・不適切な温度管理等による腐敗、変敗がないこと 塩蔵等の食品等を長期間屋外に保管することがないこと 倉庫等で使用する殺虫剤等の薬剤による汚染がないこと
	<ul style="list-style-type: none"> 病原微生物による汚染 	<ul style="list-style-type: none"> 病原微生物による汚染防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な試験検査による病原微生物の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理
	<ul style="list-style-type: none"> 指定外添加物の使用 添加物の対象外使用、過量使用等使用基準不適合 	<ul style="list-style-type: none"> 原材料に使用されている添加物を含め、指定外添加物が使用されていないこと 使用基準に適合しない添加物が使用されていないこと、また、使用量等が適量であること 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な試験検査による指定外添加物が含有していないこと、添加物の使用基準等の適合の確認 	

平成21年度輸入食品監視指導計画の主な改正点

❖ 輸入時における監視指導の強化

- ◆ モニタリング検査計画数

157食品群について 83,418件（前年比3,600件増）

- ◆ 残留農薬等の検査項目を拡充

- ◆ 器具、容器包装及びおもちゃについて、おもちゃの規制対象範囲拡大その他規格基準の改正等を踏まえ、モニタリング検査を拡充

- ◆ 輸入実態に即した効果的なモニタリング検査が実施できるよう、検査の実施状況の適宜点検及び年度半ばを目途としたモニタリング計画の見直しを実施

平成21年度輸入食品監視指導計画の主な改正点

❖ 輸出国における衛生対策に関する情報収集の推進

- ◆ 問題発生の未然防止の観点から、平時より輸出国における衛生対策に関する情報収集及び評価を推進

❖ 輸入者による輸出国段階における自主的衛生管理の推進

- ◆ 輸入者に対して、「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」に基づき、輸出国での原材料、製造・加工、保管及び輸送の各段階において必要な確認を行うよう指導

海外調査

平成20年度輸出国調査実施状況 1

訪問国	品目	調査目的・協議内容	訪問期間	訪問期間
カナダ	牛肉	輸出国との協議により	平成20年10月	11日間
米国	牛肉	輸出国との協議により	平成20年8月	15日間
チリ	豚肉	ダイオキシンプログラムの実施状況調査	平成21年2月	14日間
フィリピン	マンゴー	登録輸出企業及び農場の現地調査	平成20年11月	10日間
	アスパラガス	登録輸出企業及び農場の現地調査		
	オクラ	登録輸出企業及び農場の現地調査		
韓国	エゴマの葉	登録輸出企業及び農場の現地調査	平成20年9月及び平成21年3月	11日間
	とうがらし	登録輸出企業及び農場の現地調査		

平成20年度輸出国調査実施状況 2

タイ	アスパラガス	登録輸出企業及び農場の現地調査	平成21年 2月	10日間
	バナナ	登録輸出企業及び農場の現地調査		
	マンゴスチン	相手国政府との話し合い		
中国	鶏肉	養鶏場及び食鳥処理施設現地調査	平成21年 3月	10日間
	はちみつ	現地調査		
	えだまめ	登録輸出企業及び農場の現地調査		
	ライチ	登録輸出企業及び農場の現地調査		
	シソ	登録輸出企業及び農場の現地調査		
	食品衛生全般	国内法違反品の対日輸出の防止及び対日輸出の安全性の確保を要請		
エチオピア	コーヒー豆	残留農薬使用実態把握及び検査施設視察	平成21年 3月	7日間

フィリピン産おくらに関する調査目的

輸入時のモニタリング検査において複数の残留農薬違反が確認されたことから、食品衛生法第26条に基づく検査命令を適応している。

フィリピン政府農業省植物産業界局（BPI）から、対日輸出プログラムを策定し、これを遵守した登録輸出企業について検査命令を免除されたい旨の要請がなされた。

これにともない、登録輸出企業及び関連農場の現地調査を実施し、対日輸出プロトコルの実効性の検証を行った。

おくら農場 1



フィリピン産おくら対日輸出プログラム

- ・ BPIによる輸出プログラムの管理・査察の実施
- ・ 輸出プロトコル及び農薬管理マニュアルの適応
- ・ 登録輸出業者及び登録農家のみに輸出許可
- ・ モニタリングシステムの構築

農薬使用記録

農薬散布時期の監視

残留農薬分析のためのサンプル採取

植物防疫証明書発行前の検査証明書の要求

農地における抜き打ちサンプリング

対日輸出向けおくらの農薬管理

- 農業省肥料農薬庁の推奨農薬リストに基づき農薬管理要領の作成
- 農薬を登録業者から直接購入
- 専用保管庫にて農薬を一括管理し、購入・使用記録を作成
- 農薬適性使用セミナーを受講し社員による、農薬のスプレー
- 農場毎に農薬頒布記録を作成
- 使用済み農薬の容器は全て回収、廃棄
- ドリフトによる汚染防止の為、隣接する農場から5 mの間隔をとる

おくら農場 2



フィリピン産おくらに関する現地調査

< 調査日程 >

- ・ 平成20年11月10日（月）～11月12日（水）
及び11月18日（火）

< 視察場所 >

- ・ 農場調査（タルラック州）
- ・ 包装施設調査（タルラック州）
- ・ 検査施設調査 国立農薬分析研究所（マニラ NPAL）

国立農薬分析研究所（N P A Lーマニラ）



フィリピン産おくらに関する現地調査

< 調査結果 >

フィリピン政府より検査命令免除を要請されていると登録輸出企業5社及びその契約農場について、対日輸出プロトコルの遵守状況等の調査を行った。これら5社はいずれもフィリピンオクラ生産者輸出者協会（POPEA）の会員企業であり、対日輸出プロトコルに加え、同協会の自主規定に従って安全管理を行っている。

洗淨・選別工程



フィリピン産おくらの取扱い

平成21年2月18日以降の届出について、フィリピン政府において残留農薬に係る対策が講じられたことが確認されたことから、フィリピン産生鮮おくらについて、登録輸出業者からの輸出されたものについては、通常の監視体制にもどすこととした。

参考情報

輸入食品の安全を守るために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム 窓口に質問 よくあるご質問 ご意見 サイトマップ English

文字サイズの変更 小 中 大 Google カスタム検索 検索

戻る

ENGLISH

輸入食品の安全を守るために

本ローカーブで細形計を越える輸入される食品に検査してはるわが国において、今の輸入食品をたたくて国民の食生活は成り立たないものにかかってします。
このため厚生労働省では、国民の「食の安全」を確保するための取組を推進して、輸入食品の安全性確保に取り組んでいきます。
※食肉の検査対象となる「豚肉、鶏肉、牛、羊、豚、鶏、おみそ汁」については、「食肉の検査」のページをご覧ください。

輸入手続 監視指導 違反事例 統計情報 参考資料

① 報道発表資料

- 2009年12月26日 検疫所からの試験業務委託の指名停止措置について
- 2009年12月25日 韓国におけるダイオキシン検出事例を踏まえたチリ産豚肉の取扱いについて(速報版)
- 2009年12月8日 アイルランド産豚肉の自主回収について
- 2009年12月8日 平成20年度輸入食品監視指導計画監視結果(中間報告)の公表について
- 2009年12月8日 輸入食品に対する検査命令の実施について(ペイズエラ産カカオ豆及びその加工品)

トピックス

- 輸入食品の安全確保を目指して～検疫所の仕事(動画:約14分)
- 検疫所リフレット(PDFファイル) (PDF:2097KB)
- 輸入加工食品の自主管理に関する指針(ガイドライン)

お問い合わせ・情報窓口

- ◆ 報道発表資料
- ◆ トピックス
- ◆ 輸入手続
- ◆ 監視指導
- ◆ 違反事例
- ◆ 統計情報
- ◆ 参考資料



<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>

厚生労働省 食品安全情報

The screenshot shows the official website for Food Safety Information in English. At the top, there is a navigation bar with links for Home, Sitemap, and English. Below this is a search bar and a language selector set to English. The main content area features a sidebar with various information categories such as 'News Release Materials', 'Public Comments', 'Q&A on Food Safety', and 'Consumer Information'. The central part of the page displays a featured article about August being the 'Food Safety Month' with a focus on preventing food poisoning from raw meat. Below this, there are sections for 'Emergency Information' and 'New Information' with lists of recent news items.

- ◆ 報道発表資料
- ◆ パブリックコメント
- ◆ **輸入食品の安全を守るために**
- ◆ 食の安全に関するQ&A
- ◆ 消費者向け情報
- ◆ 事業者向け情報
- ◆ 分野別施策
 - HACCP（ハサップ）
 - 食中毒
 - 食品添加物
 - 食品中の残留農薬・動物用医薬品・飼料添加物
 - 食品中の化学物質
水銀（魚介類等）、カドミウム、ダイオキシンなど
 - 器具・容器包装、おもちゃ、洗剤
 - 牛海綿状脳症（BSE）
 - 遺伝子組換え食品
 - 健康食品
 - 食品表示
 - **輸入食品**
 - その他
鳥インフルエンザなど



<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-azen/index.html>